

## 改正障害者差別解消法による民間事業者の 合理的配慮の義務化について

障害を理由とする障害の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）

### 第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

#### 第1項「不当な差別的取扱いの禁止」

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者ではない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

#### 第2項「合理的配慮の提供」

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めなければならない。

「不当な差別的取扱いの禁止」については、正当な理由なく、障害のある人に対して入店などを拒否することは禁止されている。

一方「合理的配慮の提供」については、施行当初は率先して取り組みを行うために、国や自治体が義務化の対象となり、民間事業者においては努力義務とされた。

しかし、施行から3年が経過したことで事業者による合理的配慮の在り方などが見直されることとなり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律が令和3年6月4日に公布され、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供が義務化された。

これにより、公布日である令和3年6月4日から起算して3年以内には、政令で定める日から施行されることになっている。